

福祉

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R3.12.9	日本赤十字社への寄付金領収書	<p>毎年、町内会を通じて日本赤十字社への寄付金を割り当てられます。それに対する赤十字社発行の領収書の受け取り方に関して疑問があります。</p> <p>寄付金は町内会長から求められ、班長から当然のこととして集金されます。ところが、領収書は何も言わなければ発行されません。班長経由で町内会長に特別に発行をお願いすると、町内会発行の仮領収書が届きます。そして、赤十字社発行の領収書を受け取るには、町内会発行の仮領収書を持って福祉課まで行くか、支所に持っていき郵送してもらおう、又は自分で郵送するという手続きが必要になります。集金は町内会経由でされるのに、どうして領収書はその逆ルートで届かないのでしょうか。</p> <p>昨年、福祉課に尋ねたところ、「寄付金は個人からではなく町内会から受け取っているため領収書は町内会に発行しています。個人には発行していません。」との回答でした。確かに理屈としてはそうかもしれませんが、通常、町内会は独自に収入のある活動をしているのではなく、各家庭(個人)からの会費で運営されていると思います。日本赤十字社からの割り当てが自治体に来て、町内会に分けられ、町内会の班長が個人から集金しているのに、個人から受け取っているのではないと言われてしまうことに釈然としません。</p> <p>自分が払ったお金に対して領収書を求めるのは、金額の多少や理由に関係なく当然のことだと思います。日本赤十字社発行の領収書が何らかの理由で個人宛に発行できないのなら、せめて、市から町内会長に寄付の依頼をする時点で、「町内会の仮領収書を必ず発行するように」とお話しいただけないでしょうか。</p>	<p>日本赤十字社への寄付金領収書の受け取りにつきまして、ご不便をおかけしていること、また、説明が不十分であったこととお詫び申し上げます。</p> <p>ご指摘のとおり、この寄付金は個人の方から頂いているものであり、その取りまとめを各町内会にお願いしております。町内会の対応は、その都度各戸から集金されたり、会の経費から一括で寄付されたりするなど、様々であるのが実情です。いずれにしましても、市へは総額で納付されているため、個人の方が領収書を必要とされる場合は、お申し出とともに金額が確認できるものをご提示いただいております。</p> <p>そのため、これまでご本人様には大変お手数をおかけしておりました。今後は、個別対応として、電話でお申し出をいただきましたら、福祉課から町内会長へ納付金額を確認し、領収書をお送りするよう改めてまいります。</p> <p>なお、希望される町内会には、あらかじめ領収書の用紙をお渡ししておりますが、実際にご利用になることはほとんどございません。町内会にはそれぞれの実情があり、事務も煩雑になることから、一律に領収書の発行を求めることは難しいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>	福祉課
R1.11.19	障害者の就労先について	<p>豊明市のわーくはぴねす農園という障害者の支援施設に見学に行ってきました。</p> <p>空いている土地(地主さん)と働きたい人(障害者)がいて、雇用したい会社(企業)の中間に入って、支援を行う事業を行う事業所のような感じです。働いている人もとてもおだやかで、良いシステムだと感じました。</p> <p>豊明市以外にも、みよし市や春日井市、東海市など4か所で行行政連携しているとのことでした。</p> <p>西尾市に特別支援学校ができますが、卒業生の受け入れ先が必要になります。西尾市でもこういった事業所との連携に向けて、施設見学をしたり、話を聞いたりしてもらえませんか。</p>	<p>ご紹介いただきました事業所は、農業の労働力不足と障害者の能力活用をマッチングさせたもので、障害者の雇用拡大につながる有効な方策と考えられます。</p> <p>当市においても障害者の就労支援は大きな課題の一つであり、今後の取り組みの参考にさせていただきます。施設見学等については、西尾市地域自立支援協議会等において検討していきたいと思っております。</p>	福祉課